発議案第14号

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に対し、水田活用の直接支払交付 金の見直しに関する意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和4年3月25日提出

提出者 北上市議会産業建設常任委員会 委員長 小 原 敏 道

提案理由

「水田活用の直接支払交付金」の見直しにおいては、生産現場の実情をしっかり調査・認識した上で、生産者が対応可能で、制度の目的を果たせるような要件となるよう強く求めるため、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものである。

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

国から、令和4年度の「水田活用の直接支払交付金」の見直しが示されました。この交付金の事業には、①戦略作物助成、②産地交付金、③水田農業高収益化推進助成、 ④都道府県連携型助成、⑤水田リノベーション助成の5つの助成・交付制度が盛り込まれております。

国は、これまでの米政策において農地の集積化・集約化や転作を推進してきているなか、今回の見直しはそれに反して、生産者にとっては交付金の対象水田として要件を満たすための対応が、実質的にほぼ不可能な内容も含まれております。

戦略作物助成の見直しでは、麦や大豆、飼料作物などに転作して作付けしている水田も含めて、5年に一度は水張り(水稲作付け)を実施することが交付要件となりました。特に大豆などは、水が溜まらないような素掘り側溝を整備したうえで作付けしているものであり、これを一時的にでも水張りする作業は現実的ではなく、実施した場合のコストアップは計り知れないものがあります。従って、この制度の目的の一つである「魅力的な産地づくりや高収益作物の導入・定着の支援」からは全くかけ離れた事態となります。

また、飼料作物のうち、特に牧草は多年生作物のため、毎年の播種が必要無いにも 拘わらず、播種して収穫する場合の助成額と、播種せず収穫のみの場合の助成額に大 きな差を設けたことによって、水田を賃借して自給飼料を確保している畜産農家など は、賃借料が払えずに借用しなくなることが懸念されます。

この様に、生産現場では、実現不可能な対応を求められる事により、大変混乱しており、農地の維持が困難になって離農者や耕作放棄地が増加する恐れがあります。更には、ほ場整備に取り組む地域では、営農計画の再検討が必要となり、地域の特色を生かした営農への展開に影響を及ぼすことも懸念されますので、この様な見直しは到底、受け入れられません。

つきましては、生産者が意欲をもって作付けし、将来に渡って安定的な営農・農地の維持が展望できるよう、今回の水田活用の直接支払い交付金の見直しの中で、特にも戦略作物助成の見直し内容については、生産現場の実情をしっかり調査・認識した上で、生産者が対応可能で、制度の目的を果たせるような要件となるよう、強く求めるものであります。

以上緊急的な対策を求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 4 年 3 月 25 日

岩手県北上市議会

(提出先)

内閣総理大臣 財務大臣 農林水産大臣